

令和5年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年12月14日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和5年12月14日（午前9時00分）
出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
5番 長谷川多一 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
11番 中森 慰
欠席議員 4番 中西 久博

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------|-------|---------------------|-------|
| 町 長 | 中村 忠彦 | 建設水道課長兼 環境水道担当課長 | 迫本 晃 |
| 副 町 長 | 西岡 一義 | 建設担当課長 | 阪口 昇吾 |
| 総 務 課 長 | 中井 宏明 | 産業振興課長 | 西村 夏之 |
| みらい安心課長 | 山下 喜市 | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川陽子 |
| 税務住民課長 | 森井 裕 | 教育委員会教育長 | 中村 武弘 |
| 保健こども課長 | 作野 和幸 | 教育委員会事務局長 | 中井 均 |
| 長寿福祉課長 | 西田 健 | | |

議会の職務のために出席した者の職員氏名

| | | | | | |
|--------|-------|-------|---|-------|-------|
| 議会事務局長 | 岡谷 吉浩 | 書 | 記 | 西村 美紀 | |
| 書 | 記 | 宇田 真希 | 書 | 記 | 宮崎 卓也 |

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第78号～議案第88号）
- 日程第4 採決（議案第78号～議案第88号）
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第77号 令和5年度 度会町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第78号 令和5年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第79号 令和5年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第80号 令和5年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 令和5年度 度会町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 度会町監査の執行に関する条例及び度会町水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 度会町職員給与条例等の一部を改正する条例について
- 議案第84号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第88号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

なお、本日、4番 中西久博議員が欠席いたしておりますので、御了承をよろしくをお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

5番 長谷川多一議員。

《5番 長谷川多一 議員》

○5番（長谷川多一） おはようございます。5番議員、長谷川でございます。

それでは、1番、トップを切りまして質問させていただきます。

私の質問、今回は、まず、生活環境に関してですね、スズメバチの駆除に関する
ことでございますので、よろしくをお願いいたします。

ここにも書いてございますように、近年、全国的にもスズメバチの被害が結構ニ
ュース等でも見受けられまして、また、今回、私どもの地元でもですね、去年は救
急車呼ぶほど、親子共にスズメバチの被害に遭いまして、結構、大変な思いをした

というような区民もございます。度会町におきましては、私ほかの事例はその業者から確か聞いたんですが、もうほかもさせてもうたよというようなことを聞いておりました、かくいう私もですね、三、四年前にスズメバチの巣を自宅の主屋のところに巣を作られまして、結構、母親とか、家族が刺されはしなかったんですが、ぶんと飛ばれて危ない思いしたということで、急遽業者を呼んで駆除をしていただいたというようなことを経験しております。そういう中で、まだ、冬場はですね、スズメバチも余り活動をしないようですが、これから春先にかけて3月から5月、6月というところに活発に活動するように、スズメバチの習性を聞いておりますので、できましたら、また、度会町でもそういう例が、多分起きてくるんじゃないかと思っております。

そういう中で、去年のように救急車を呼んで5か所も、6か所も刺されて、入院直前までいったというような区民もあるようなことを聞いておりました、その方に聞きましても、どこに頼んだらいいか、また、費用がどのぐらいかかるのか。その辺が心配でちょっとちゅうちょしたと。そしたら、また刺されたというようなことですね、急遽何か、電話帳で探したといたしましたかね。そういう業者を探したというような例も聞いておりました、幸いその方は良心的な業者さんでしたので、まあまあ価格で三、四万だと聞いておりますが、駆除をしていただいたというような例を聞いております。

そういう中で、これから起きてくるスズメバチの被害ですね、どうしてもその業者はぼったくるといいますかね、急遽来ていただいて見積りをしていただくと、これはすぐにやらないかんというようなことで、やってもらうと法外な請求もされるというような例もあるように聞いてまして、そういうことを聞いたためにですね、町民の方もその業者を頼むのをちゅうちょするというような例も聞いておりますので、できましたら、これから出てくるスズメバチ、巣が出たらですね、多少でも補助があるんだよというようなことで、安心して業者を依頼できるというような体制を取っていただければ、いわゆる安心して生活をしてもらえるんじゃないかなというように思っております、私としては、この支出の考え方も書いてございますが、大体3万から5万と聞いています。業者1件やっていただこうと、巣の大きさによるようですけども、大体3万から5万ぐらいかなと。ですので、そのマックス2分の1で、2万円ぐらいを限度としてでもですね、補助制度を設けていただけたら、町民も安心して業者頼めるんじゃないかなというように思っておりますし、また、去年被害を受けた方からも聞きますと、そういうようにしていただくと、安心して頼めるんだがなど。できたら一度お願いしてくれないかというような依頼も受けておりますので、それに関して、来年に向かってですね、町長がどのようにお考えいただけるか。町民の安心・安全のためにもですね、何とか考えていただければ

と思って質問させていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

スズメバチの駆除に対する補助制度を創設されてはどうかという御質問ですが、町への駆除に関する問合せや相談については、梅雨時期から秋口にかけて、特に、8月から9月頃で、多い年でも年間10件弱程度となります。

その対応につきましては、駆除業者への公平な受注機会の確保のため、具体的な特定業者の紹介は行わず、タウンページの蜂の駆除欄を御覧いただき、各業者へお問合せいただくよう、案内をしています。

また、スズメバチの駆除に対する補助制度の有無についてはですね、近隣の市町への問合せを確認いたしましたところ、そのような制度は設けていないとのことでした。

本町におきましても、現在のところは、補助制度創設の考えはございませんが、地域の安心・安全な暮らしの確保に努めるべく、できるだけ適切な対応に心がけたいと思いますので、御理解のほどを、よろしく願いいたします。

以上、長谷川議員への答弁とさせていただきます。

○5番（長谷川多一） できるだけの対応をしていただけるという御回答をいただいたわけですが、私も私なりに若干調べさせていただいたんですが、この南勢地域でも、確かに制度を設けていないところと、ちょっと今、手元に資料がないんですが、1万円から1万5,000円程度の補助を設けている市町もあるということを確認しておりますので、ほかのところでやってないということは、やっているところは少ないということは分かるんですが、できれば、こういう山でスズメバチの発生も多いような地域だと、私は感じておりますので、できましたら来年に向かって御検討をいただければ、再度、御検討いただければというように考えます。

また、先ほども申し上げましたけども、今、町長がおっしゃられましたように、いわゆる受注の機会、業者の仕事ということを考えますと、平等性を考えますと、なかなか紹介はしていただけない、紹介するのは町としては難しいというようなことですが、私も実は経験してたんですが、電話帳とかですね、そういうところでその業者が優良なのかどうかというのも、本当に分からない。たまたま私の場合は、津の業者が見積りをしますということで来ていただいて、そこで交渉したらまあまあ値段でやっていただけましたので、すぐやっていただいたんですが、下手しますと、水道なんかもそうですけど、業者にぼったくられるというような心配があって、先ほども申し上げましたように、町民としてもちゅうちょする、頼む

のをちゅうちょするというようなことを見受けられますので、何とか一覧表でもいいんで、何か方法を考えていただいて、できましたら、こういう業者あるよという、特定の業者じゃなくて、一覧表でも何か県内の業者の一覧表とか、そういうものでも、紹介していただけるようなことを、もう一度お考えいただけたらと思いますので、以上、2点につきまして、何とか再度の御検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

検討をお願いしたということで、私の質問は以上で、とりあえず終わらせていただきたいと思いますと思うんですが、ここに依頼したという事実だけは、議事録にも残していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

続きまして、1番 山北 佳宏議員。

《1番 山北 佳宏 議員》

○1番（山北 佳宏） おはようございます。失礼します。1番、山北佳宏でございます。よろしく願いします。

議長の許可を頂戴しましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、農業の担い手対策についての質問をいたします。

農業を取り巻きます環境は、高齢化、後継者不足、価格の不安定、経費の高騰などにより、非常に厳しい状況で、農業に従事される方が減少し、耕作放棄地の増加に歯止めがかからないような状況です。加えて、これまで耕作放棄地にならないようにするために、小作を依頼していた方でもその小作人が高齢化の理由などによりまして、農地の返却という状況で、自分で管理しようとしましても、既にもう機械設備を所有していないという状況で、新たな小作人を探さなければならない事情が増加しております。

地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます中で、現在、認定農家を中心とした経営体に耕作をお願いしている方も多くあり、認定農家の方々が耕作放棄防止対策も兼ねて、耕作を行い、農地を守っていただいている状況です。

産業課にお尋ねしましたところ、町内における認定農家は法人・個人合わせて20件で、その耕作面積は約215ヘクタール、主な農産物は水稻・お茶・苺と伺いました。今後もますます農業をリタイアする方が増えることが予想されますため、認定農家の方のような担い手をもっと増やしていくことが必要ではないかと考えます。

農林水産省の広報誌で、この中で食料自給率の資料によりますと、日本の農業は、この60年間で大きく変化して、国内の食料の自給自足率は非常に低く、今後の対応が心配されております。食料の自給力を安定化させ、緊急事態があつた場合も生き抜くための食事を確保するためには、農地や農業者の維持確保をしていくことが重

要とされております。

御承知のように、昨今の世界情勢や異常気象など、先行き不安な状況となっており、食料危機への緊急事態のことも踏まえ、農業に携わる方は大変重要な役割を果たしていると思っております。

現在、町としても、認定農家に対していろいろな施策を講じていただいているところがございますが、経営環境は大変厳しい状況で、このような認定農家の状況を踏まえて、個々の抱えてみえます経営課題の解決のための意見交換会や座談会、このような場を設ける取組はありますでしょうか。

また、機械設備の技術革新も進み、価格も高騰しているため、更新の経費も高額となっています。これまで以上に、農業の担い手であります経営体へのソフト面、ハード面、双方の支援拡大が必要と考えますので、このような課題につきまして具体的支援があれば、お伺いします。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、山北議員の質問にお答えをいたします。

認定農業者制度は、農業者が市町村の基本構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

○議長（若宮 淳也） 西村産業振興課長。

○産業振興課長（西村 夏之） 産業振興課、西村です。町長に代わりまして、自席から説明いたします。

現在、町内では法人9件、個人11名が、米、茶、苺で認定農業者として活躍されており、経営計画を立てる際には、農協、県、町などの関係機関が一体となって経営課題の解決に向けてサポートを行っています。

そして、将来の地域農業の在り方について協議を行う地域の座談会には、中心的な担い手として参画していただいております。

認定農業者に対する主な支援措置といたしましては、国からは、経営改善のための各種融資制度や利子補給のほか、米などの販売収入が標準的収入を下回った場合の差額補填、麦、大豆といった畑作物や飼料用米の生産を支援する交付金などがあります。

また、町独自の取組といたしましては、農業機械購入助成事業費補助金を設けており、農業機械1台当たり100万円を上限として、購入費用の20%を補助しています。このほか、国の交付金を活用して水稻作付農家臨時支援金や肥料価格高騰対策

臨時支援金として認定農業者のみならず、幅広い支援を行ってまいりました。

一方、販売価格の低迷、エネルギー物価の高騰による資材や機械購入の負担増、異常気象による農作物への影響、獣害の拡大等、様々な課題もあることから、国の動向も見極めながら農業を取り巻く状況を注視しつつ、農業への新規参入を希望する人材の掘り起こしや認定農業者の経営の安定化に向けた支援を行い、地域農業者の経営の安定に、地域農業の担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 山北議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。ただいま答弁頂戴しまして、認定農家の抱えています課題を少しでも解決していただいで、農業に取り組んでいきやすい環境づくりと農地の保全をお願いし、この質問につきましては、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、二つ目でございます。二つ目は、商工業者に対します創業支援について伺います。

中小企業庁が発表します中小企業白書及び小規模企業白書によりますと、中小企業や小規模事業者につきましては、地域の経済や雇用を担う重要な存在ですが、この経営者が高齢化が進みまして、大きな課題となっております。事業承継も以前に比べますと進んできておりますけれども、経営者の最も多い年齢層は70歳から74歳であり、高齢化が止まりません。また、後継者不足も深刻な問題であり、団塊の世代全員が75歳以上になる2025年には、廃業に至る事業所が増加すると予測されています。

同様に、度会町内の事業所でも、町商工会資料によりますと、ここ10年で20事業所が減少し、現在348事業所となっております。白書によりますと、廃業率は少し緩やかになって、開業も開業率が上回っていると状況が報告されておりますけれども、当地区におきましては、開業される方もございますが、廃業の方が多様な状況です。経営者は70歳を超えましても第一線で御活躍中でありまして、高齢者や後継者の課題により、数年後には町内の商工業者数につきましても激減するおそれがあります。

地域の小規模事業者は、地域に密着しており日常生活の利便性に加え、地域の活性化を図る重要な役割を果たしています。商工業者が町からなくなるとにぎわいも薄れ、日常生活にも影響が出てくるのではないのでしょうか。度会町第7次総合計画には、活力とにぎわいのあるまちづくりのための今後の課題として、工業団地などの利用できる平地も少なく、交通面でも条件が不利というような土地でありますため、企業誘致の推進が難航とされております。企業誘致に限らず、新たな産業への挑戦や生産性の高い産地づくりによる雇用の確保、また、小規模であっても町内創

業を支援する仕組みなど、幅広く取り組んでいく必要があるということが掲載されております。町内の創業者に対しまして、商工会との連携で創業支援窓口の開設や創業支援セミナーの開催を行ってみえますが、創業者への補助金制度の導入がございません。ちなみに、近隣市町では、伊勢市、玉城町、南伊勢町、志摩市において創業支援セミナーのほかに、創業支援補助金制度が実施されています。町のにぎわいを高めるため、住みよいまちづくりのためには、事業所の存在が必要であり、町内で創業される方の発展、また、町外からの創業者を迎え入れるためにも、補助金制度の検討をお願いします。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、山北議員の質問にお答えをいたします。

商工業者もですね、初めの農作業をする農業者も同じでですね、やっぱり高齢化が進んで担い手が不足しておると。農業に関しては、私、死んだ祖父がですね、よく言うてました。土は減ってかへんでのうと、毎年手を入れてれば、同じような作物ができると、こんなありがたいことはないと、それがですね、やはりもう生活が変わってですね、いつでも何でも購入できるというようなことになってですね、耕作放棄地が増えていくということは、もう本当に忍びないことであると思っていますので、町としても全力で何とか耕作放棄地が増えないように、取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、商工業者はですね、近年不安定な世界情勢の影響等を受けですね、消費の低迷が続くとともに、全国的に事業者の高齢化、後継者不足は大きな課題となっています。

地域経済の活性化には、個々の事業者への支援だけでなく、県、商工会などと関係機関が一体となって取り組んでいく必要があります。

本町といたしましては、町内での消費拡大による地域経済の活性化を図ることや、物価高騰の影響を受ける町民の生活を支援するため、令和3年度から2年続けて地域振興商品券の発行を行ってまいりました。

おかげさまで商工業者の方々にも好評をいただき、今年度においてもですね、町会議員の皆さんの御理解を賜り、年末年始の利用に向け、一丸となり準備を進めているところでございます。

また、本町では、利子補給補助金として、従来からの日本政策金融公庫により融資される小規模事業者経営改善資金に加え、今年度からは生活衛生関係営業経営改善資金にかかる利子の一部も補助をしております。

このように商工業者を支援する事業を展開していますが、新たな補助金制度の設立は、商工業を取り巻く環境の見極め、また、商工会との連携や財政面での調整が

必要になりますので、今後、慎重に検討をしていきたいと考えています。

以上、山北議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。今、御答弁いただきました内容にもありますように、今回の定例会でもありました商品券ですね。こういうものをお世話になりながら、町内の事業者は事業の機会をいただいておりますことを、本当に感謝申し上げます。

また、各制度につきましても、金融関係等をはじめ、いろんな補助を頂戴しながら進めていただいておりますことは、本当にありがたく思っております。

先ほどの白書の中にも町内の事業所の役割というのは、地域の課題解決であるという部分や、また、自治体からの事業者への期待も高まっておるといような状況が報告されております。また、中小企業や小規模事業者を支援していただく金融機関のほうからもですね、地域の持続性を高める部分につきましては、事業者が地域の課題解決事業に取り組んでいくことが大事であるといようなアンケート結果も出ております。

このような中で、非常に財政等のこともございますけども、先ほど御回答いただきましたように、創業者や第2創業者につきましては、開業時に非常に資金を必要といたしますので、何とぞ、創業支援の補助金の御検討もお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、山北佳宏議員の質問を終わります。

続きまして、2番 大西 徹議員。

《2番 大西 徹 議員》

○2番（大西 徹） 若宮議長より、許可をいただきましたので質問をさせていただきます。2番議員の大西徹でございます。

まずは、税収増加による財源の活用についてのお考えをお聞かせください。通告書にも記載しましたように、比較しますと、固定資産税は1億6,600万円ほど増加しています。これは主に風力発電施設度会ウインドファームの稼働による固定資産税の償却資産の増加と思われれます。

また、太陽光発電施設宮リバー度会ソーラーパークが令和5年度から稼働したので、令和6年度の固定資産税は大幅に増加されるものと思われれます。さらに、平成20年度から始まったふるさと納税、ふるさと寄附金制度も創設から15年が経過しました。その間に制度への積極的な取組を進め、ふるさと寄附金を主とする寄附金は、令和4年度決算では7,700万円、今回の補正予算では1億500万円の予算を計上しています。これらの財源を活用した町民への還元の施策として廃止された町マイクロバスの購入を考えてみてはどうでしょうか。調査してみますと、現在、バスを管理

されている度会町社会福祉協議会の担当者の方からは、特に、休日の貸出しが多いということもあって、この12月は冬休みに入るということもあり、貸出しにもタイトな状況であると、そういったお話をお聞きしました。これは、当町のスポーツクラブを中心に高齢者の方々の移動手段として、幅広く活躍していることの証だと思われま

す。また、10月15日に行われた福祉ふれあいまつりにおいては、コロナ感染症が5類感染症に引き下げられたこともあって、たくさんの町民の方でにぎわいましたが、車が駐車できず、度会町中央公民館付近の臨時駐車場に止め、迎いのマイクロバスを待ったが、長い時間迎えを待たなければならなかったとも耳にいたしました。

ただ、廃止された背景には、維持管理の問題、また、行政として利用する機会の頻度が低くなっていることも理解しております。

しかしながら、そのくくりを広げて、今以上に行政がバックアップをすれば、町一体の活動となるのではないかとも思います。

スポーツクラブを中心にと申しましたが、それぞれのクラブで子供たちが必死になって練習をし、試合に臨んでいます。同時に、町長は子供たちは宝だとおっしゃり、全面的に支援してくれております。その思いを鑑みた上で、この財源を活用し、廃止された町マイクロバスの購入のお考えをお聞かせください。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員の質問にお答えします。

御質問の趣旨のとおり、10年前と比較しますと、確かに、再生可能エネルギー事業の進捗に伴い、固定資産税は1億7,000万円程、割合にして60%ほど増加をしています。また、寄附金についても、ふるさと納税の返礼品に電力ポイントを追加したことで、ここ数年、右肩上がりの状況が続き、今回の補正においても寄附額の増額を見込み、諸経費を計上させていただいたところであります。

その一方で、この10年の歳出状況を振り返りますと、コロナ禍や災害など、一時的要因はあるにせよ、決算規模は8億5,000万円ほど増加し、中でも、民生費や土木費、教育費など、町民の生活に直結する費目で著しい増加が見られます。

これらは、高齢化による医療費や介護福祉費の増大をはじめ、少子化や人口減少対策を目的とした各種子育て支援策、例えば、給食費の半額助成や高校生への修学支援、また、御意見や御要望に基づき、路線バスの最終便を増便するなど、この10年、時代に応じ、適宜、子育て支援策を講じてきたことも影響をしていると思います。

マイクロバスの新規購入にかかる御提案につきましては、現在、町では10人乗り車両を1台、また社会福祉協議会でも10人乗り車両を1台と、29人乗りのマイクロバス1台の貸出しを行っておりますが、時には、スポーツクラブ等からの利用申請

が重なり、団体間で調整をいただくこともあると聞いております。

昨年度までは町が所有し、先般、社会福祉協議会へ譲渡いたしましたマイクロバスは、平成22年に、町議会の視察研修や本町が主催するイベントでの来場者輸送を目的として購入した経緯がございますが、近年は、本来の目的による使用実績は少なく、また、大型免許が必要で運転手が限られることなどから、現時点での新規購入の考えはございません。

ただ、スポーツや文化活動に励む子供たちは、町の宝であり、自慢でもあります。今後も引き続き、全力で応援していく所存でありますし、そういった財源の一部には税金やふるさと寄附金を活用をしております。

何より大切なのは、町の未来を担う次の世代への負担をしっかりと見極めることであり、今ある財源の活用については、慎重かつ適切な予算執行に努めてまいりますことを申し添え、大西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 大西議員。

○2番（大西 徹） ありがとうございます。財源の活用につきましては、9月定例会においても登議員さんが自転車購入助成制度の創設を求める質問の答弁で、町長は対象者のみの助成拡充については考えていないが、広く教育分野全般の環境整備を行い、様々な支援策を行ってきたところであり、今後も同様の考え方で進めていくと答弁されております。

同様に、現時点でのマイクロバスの購入は考えていないと答弁ですが、維持管理の問題や運転手の負担をうまく工夫してすれば、現状のままでもすぐ必要ではないのかもしれませんが、スポーツクラブだけでなく、文化活動や町行事のにぎわいも戻り、マイクロバスを利用する機会が増えれば、提供の役割が追いつかなくなるのではないかと不安もありますが、財源活用には、町長おっしゃられました未来を担う次の世代の負担を見極め、慎重に進めると答弁いただきました。また、子供たちを引き続き、全力で応援し、そういう財源の一部には税金を活用するともおっしゃっていただきました。そういった思いは、私も同様、全力で応援し、違う形での支援も考えながら、様々な角度から調査し、必要であるところに財源を活用してもらえよう、引き続き、調査を進めていきたいと思っております。

次の質問に入ります。

度会町では、今年7月にごみ減量化、再資源化推進を宣言し、5年間で再資源化率30%超えを目指すと伺っております。新聞でも町の取組が一面で紹介されるなど、町民の関心は高まっているはずですが、

一方で、ごみの分別を難しい、よく分からないという人も少なくないと思っております。小学校との連携で取り組んでいる度会町資源ごみ分別マイスターや座談会、また、SNSを使った啓発など、様々な取組をされていますが、その状況と成果をお聞か

してください。

そして、実際にごみは減っているのか。資源は増えているのか。現在までの実績も併せてお聞かせください。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、町ではですね、持続可能な循環型社会の実現に向け、今年7月に、ごみの減量化、再資源化推進をする宣言をするとともにですね、5つの推進プランを作成をいたしました。

このプランに基づき、環境省のローカルブルーオーシャンビジョン推進事業などを活用しながら、令和10年度までには、再資源化率を30%超えることを目指し、取り組んでいるところであります。

現在までの実績の詳細につきましては、担当課長が御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 迫本建設水道課長。

○建設水道課長（迫本 晃） すみません。建設水道課、迫本です。町長に代わりまして、担当課からごみの分別の状況について御説明いたします。

まず、度会小学校と連携し、子供たちから資源循環の考え方を各家庭に広げることがを目的として、資源ごみ分別マイスター制度を実施しております。小学3年生を対象に7月及び10月に、計4限の養成講座及び家庭内学習を実施し、去る11月30日に全員をマイスターとして認定いたしました。

今後、毎年実施していくことで、本町の小学3年生から中学3年生までの児童・生徒全員が、マイスターとして、学校、家庭、地域において、町と協力し、分別指導や提案を行ってもらうこととなります。

子供たちが活躍する一方で、幅広い世代に理解を深めてもらうため、各団体やよってこカフェを対象に、座談会形式によりごみ分別の啓発を実施しております。11月までで、社会福祉協議会及び食生活改善推進協議会、よってこカフェ11か所にて実施し、228人の方に御参加いただきました。

また、SNSを使った啓発は、主に、若年層をターゲットに町行事などの際、宣言の推進サポーターとして、シンボリックデザインパネルを掲げてもらい撮影した写真を、本町のインスタグラムへ載せており、その数は11月現在で約660人となっております。

さらに、古紙・古布を24時間365日排出できるリサイクルステーションの設置や町広報紙での連載企画を行った結果、11月末現在での比較でございますが、令和4年度から可燃ごみが1,411トンから1,315トンへ96トン減少し、資源ごみである古紙・古布が92トンから108トンへ16トン増加、また、プラスチック類が29トンから30トンへ1トン増加していることから、成果が出始めているものと考えております。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 大西議員。

○2番（大西 徹） ありがとうございます。質問でも少し触れました推進プランの一環として、度会町資源ごみ分別マイスター養成講座も、子供たちが楽しんでリサイクル方法を学び、受講をされ、町長が認定書を手渡してくれてうれしかった。マイスターのSランクになりたい。また、ごみの分別を頑張りたいと喜んでいただけました。課長に答弁いただいた比較結果は、今後も着実に伸びていくものだと信じ、引き続き町長のリーダーシップをもって活動を続けていただきたいと思います。

そして、この分別活動は、私たちにとって最も身近であるSDGsであり、併せて、予算削減へとつながっていくのであれば、町にとって努力というより、必須だと言えます。今後計画しているさらに町民の意識が高まるような取組についても、答弁いただけるのであれば、お願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 迫本建設水道課長。

○建設水道課長（迫本 晃） それでは、また、担当課から大西議員の質問にお答えいたします。

まず、今年度実施した事業を、来年度以降も継続させることが、本町としての地盤を固めることであると考えております。

併せまして、商工会、伊勢農協、郵便局等と連携し、ごみの資源化・再資源化推進宣言の店の指定を進めているところでございます。

この事業は、町内事業所等を宣言の店として指定させていただき、ごみの減量化・再資源化推進への取組に向け、事業所と連携していくものでございます。

指定後には、シンボリックデザインプレートを出入り口やカウンターへ掲げてもらい、事業所それぞれで考えた推進事項に沿って取組を実施していただきますが、その状況などは、町のホームページや広報紙等で周知に努めたいと考えております。

今後も、町民の皆さんや事業所と一体となり、地域全体の意識を高め、ごみの排出量削減の実現に取り組んでまいります。

また、ローカルブルーオーシャンビジョン推進事業の目的である持続可能な地域づくり、プラスチック削減、内陸部からのごみ流出抑制を宮川流域地域に広げるべく、デジタル田園都市国家構想等関係市町と連携することで、伊勢湾の海洋汚染や海洋ごみ問題へ、少しでも力になればと考えております。

以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 大西議員。

○2番（大西 徹） ありがとうございます。今の子供たちに大切な資源を残していくために、継続して取り組んでいくこと、新たに取り組まなければならないこと、課長答弁いただきました事業者様との連携等、前向きな計画であり、これらも同様に多くの大人がさらに考えながら目指す目標を大きく超えてくれることを願いまし

て、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、大西徹議員の質問を終わります。

○議長（若宮 淳也） 暫時休憩いたします。

（9時47分休憩）

（10時00分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 貞森 義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 5日の日に質問通告を出した6番議員の貞森でございます。

今から2点について質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

初めは、水の問題で、その1、その2と二つ申し上げます。

それから、大きな二つ目としては、学校給食の件をお尋ねいたします。

それでは、1番の飲料水の検査について質問いたします。

皆さんも御存じだと思いますが、三重県の北部のほうの自治体で去年の秋に、10月だったと思いますが、水道水の一部を停止する、水道水止めるんやなしにね、取水口の一つに問題があるから、その自治体では一時飲料水の供給を停止するというニュースがありました。これはえらいことやなと、飲料水というのは度会町も一緒ですからね、そういう意味で、飲料水停止したらどないなるんやろうと思ってましたら、そしたら、何か所か取っておるうちの取水口一つを止めるということで、水をみんなに渡せないということではないんですが、ちょっと汚れた水であるので、一時停止するという、そういうニュースがありました。その結果は、後で聞いたらPFASという、私らも余り聞き慣れん言葉ですが、この言葉がその原因であるということは分かりました。このPFASは、前からね、ちょっとだけ私らもチラチラと米軍基地のある沖縄とかね、横田基地辺りで、その問題があるということは何となく知っておりましたが、住民の飲料水を停止するような、そんなことはありませんでしたのでね、本当に関心も低かったです。PFASというのは、私は英語の教師でしたけど、何の略かも分かりませんでしたので、そのままPFAS、PFAS言うてました。

そのことで、長くなりましたが、PFAS汚染というのが出てきましたので、私は度会町もこのPFASの検査はしていただいておりますかというのを、最初の質問に入れさせてもらいました。PFASというのは、非常に怖いものやということで、私ラジオ聞いてましたらCBCの大石というアナウンサーであって、今、解説者であるようですが、その人が一生懸命調べた結果を報告していました。このPFASというのは、大石さんという人のアナウンサーの話によると、フォーエバーケミカルズとってね、永遠の化学物質とって、これはちょっと体内に入った

らそこそこ消えるもんでありませんよという、非常に怖いものであるという、そういう説明がありました。一旦体に入ったり、一旦植物が吸うたり、一旦動物がそれを体に入ると、簡単には出ていきませんという、非常に怖いものであるという、それが水道水の中に混入してきたと。私、名古屋大学の元の先生やった人に説明を聞いたんですが、この人の説明によりますと、もうそんなもん1980年代ぐらいからあってんやけども、それは大した問題やなかったもんでと、一応、アメリカでも基準があって、ナノグラムという、私らちょっと知らない世界の話ですが、アメリカでは77ナノグラムを一つの基準にしようかというてやっと思ったもんで、日本ではどうか、アメリカが70やったら、日本50にしようかと、そんな程度やったんやと。これは名古屋大学の先生の話ですね。そんな基準でやってきたんが、ところが、アメリカで放牧中の牛が190頭も死んだと、調べた結果、そのPFASがもとやと。デュポンか何かの会社が使っている、その廃液みたいなんが地面に染み込んで、それが牧草に伝わってという、そんなことで、アメリカもちょっと基準70とあって、ええかげんやっと思ったやつを、4ナノグラムに非常に厳しい数値にしたそうです。アメリカは4にしたんですが、日本はまだそのまま大した問題もなかったんで、50ナノグラムというのが、日本の基準のまま放ってあるんやそうです。難しいことになりましたが、そんなして、ナノグラムで測らんらんようなものでも、非常に怖いんだということを聞きましたもんで、私も度会町のことを心配したんですが、もう皆さん御存じだと思いますが、度会町の隣接の市町で、このPFASの検査をしておるところがあるんです。やっぱり出とるんです。14.7ナノグラムというのが出とるんです。ですから、そのうち、その自治体もその取水口からは取るのをやめようと思いますが、そんな意味で、非常に迫ってきてましたので、度会町の検査結果をお聞きしたいと。複数の取水口の原水を検査していただいておりますが、その結果を全てお知らせいただきたい。それが、水道水の飲料水の質問のその1であります。お答えいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

PFAS汚染につきましては、現在、日本各地で問題となっているところでございますが、本町におきましては、今年8月に生活圏内に水源池がある棚橋浄水場において検査を実施し、暫定目標値を下回っているとの検査結果を受け、その結果を町ホームページにて公開をしているところであります。

詳細につきましては、担当課長が御説明いたします。

○議長（若宮 淳也） 迫本建設水道課長。

○建設水道課長（迫本 晃） 建設水道課、迫本です。それでは、町長に代わりまして、担当課から御説明いたします。

まず、PFASとは人工有機フッ素化合物の総称でありまして、撥水剤、表面処理剤、消火剤などに使用されており、数千種類ありまして、そのうち、現在発がん性の可能性があるとして問題となっているのは、そのうちのPFOS、ピーフォスと読みますと、PFOA、こちらピーフォアの2種類でございまして、これらは水道法で定める飲用の可否を定めた水質基準項目に定められてはおりませんが、水道水質管理上、留意すべき項目を定めた水質管理目標設定項目において、暫定の目標値が定められております。

現在、本町には、河川を原水とする注連指、長原及び川上浄水場、また、井戸水を原水とする棚橋浄水場がございまして、このうち、棚橋浄水場につきまして、生活圏内に井戸があること、また、地下水の性質上、万が一の混入の懸念もありましたことから、念のため、8月に処理水の検査をいたしました。

その検査結果につきましては、暫定目標値である50ナノグラムパーリットルを下回る5ナノグラムパーリットル未満とのことで、町のホームページへの掲載により公表したところでございます。

なお、来年度につきましては、全ての浄水場において検査を実施する方向で検討をしております。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） 貞森議員。

○6番（貞森 義和） 先ほどの回答のとおり、来年度には必ず全部のところで検査をしていただいて、公表していただきたいと思います。やっぱり度会町も出とるんですね。この伊勢市の14.7よりはちょっと低いんですが、これは多い少ないやなしにね、今、聞いた50ナノグラムという標準値そのものが、名古屋大学の先生に聞くと、これはもうええかげんなもんですと、この程度でいこうじゃ、アメリカが70やったら、日本これでいこうという程度ですから、これが全国にはやってきたら、もっときちっとした基準も出てくるでしょうけど、とにかく基準に達しなかって怖いんやと。NHKでも各務原というところ、自衛隊の基地があるところですが、そこでもやっぱり問題になっていまして、夕方のまるっと！みえというんやったか、まるっと！あいちやったか知りませんが、そのところでNHKのほうでも扱ってました。そんなことですから、来年度全部その結果が広報か何かで発表されることを、私は期待いたします。お願いします。

それから、もう一点、その水道水のことでもう一点お願いしたいのは、私が1期目の議員のとき質問しました古井戸を活用してね、ポンプを差し込んで非常時に備えてほしいと、東南海地震の想定した今、いろんな訓練やとか、いろいろやっていますね。前回質問したときに、度会町は非常に備えがいいと、発電機も幾つやら作っとる。持っとる。いろいろある。

ただ、町長も答弁されたように、自衛隊は度会町の水道、水の補給には来ませんよと、ほかのところへ多分行くからという、そういう状況ですので、やっぱりこの古井戸の活用をお願いしたい。私は、度会町の古井戸を全部やれというのとは違います。してほしいのは、災害時避難場所になっているところに近いところの井戸水だけでよろしいんです。そこで水質検査をして、例えば、農薬なんか混入していない、ただ濁っているだけのという井戸があれば、そこへ差し込んでいただいて、私らひまですから、ふだんがちゃがちゃくみ上げとったらね、きれいな水になります、濁るとるやつやったらね。農薬混入しとるといけません、その農薬の混入していない濁るとるだけのところへポンプ差し込んでもらおうと、これは非常のときに使えるんじゃないかと。近くの町見とると、市町見とると、災害時公共の井戸とかね、災害井戸とか、そんなん書いたところがあります。ですから、よそはそないしてねんやなというのが分かります。度会町は水のええところですが、非常のときになつたらね、谷の水やら、そんなものもう今は使っていませんし、農業をやつとるときは水来ていますけど、農業やつたらもう水も止めていますからね、そういう意味では、やっぱりそういうのを差し込んでほしいと。前回もいいましたように、三重県の南のほうの自治体で、やっぱり10を超える古井戸を活用してね、ポンプを差し込んだ自治体があるんです。度会町よりもちょっと小さいぐらいの町ですけど、そうやってして、うちは何が大事なんかというのをね、自治体のほうで判断して、これはよそはやってなかってもうちはせないかんという、そんなものもぜひ作ってほしいので、二つ目には、古井戸にポンプを差し込んでほしいと。私4つの旧の内城田、小川、一之瀬、中川の1か所ずつでもいいと思います。一遍に10も差し込めといたしませんので、避難場所に近いところの水質検査して、オーケーが出たところへ、せめて4つぐらいからやってもらえないかなと。一つ差し込むのに20万もかからんというてます。その自治体の人に聞いたらね。今はどのぐらいか知りませんが、また、井戸を掘るといのは大変なことです、今ある井戸を活用して、ぜひとも今年度はお願いしたいと、もう南海トラフはそこまで来とるんです。科学者の説明によりますとね。だから、自治体が避難訓練したり、いろいろしとるんです。

先ほどいいましたように、度会町のほうは備えを非常に十分だと、この前の質問したときのやつを、私、民報に出して、度会町中に配ったら、いろいろ意見いただきました。度会町立派やなど、どこへ金を使うかというのは、その自治体の姿勢やでというので、いくつかお褒めの言葉をいただいて、役場へまたいうときですといいましたけど、そんなことでね、せっかくそこまで備えしてもろたら、地震には水道は弱いんです。度会町は、風水害には強いと思います。よその自治体に比べたらね。その点で、その水道水の確保の意味で、確保ができないときの意味でポンプを差し込んでほしいというのを、ぜひとも実現していただきたいと、町長にお願いし

たいところですよ。二つ目の問題は、以上です。お願いします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、二つ目の災害時の井戸の利用につきましては、令和2年9月議会で答弁いたしましたとおり、災害時の浄水場備蓄水量の利用や保存水などの備蓄、また、県内市町応援協定を活用することで、公助として井戸に特化して整備することは考えておりません。何とぞ、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 貞森議員。

○6番（貞森 義和） この答弁に、私は不満です。ですからね、2期目を始めた町長に、ぜひ、再考していただきたい。今さら谷の水使うとかね、川の水使うというのは、災害時できませんから、もうそんなざっぱな答弁でなくて、一つ1か所からでも始めるというぐらいのことをね、私は期待したいんですけど、残念でした。

次、大きな2番目いきます。

学校給食の完全実施の件ですね。

無償化完全実施の件でございます。私、議員にならせてもらったときに、度会町は半額補助ということでした。小・中半額補助、そのうち保育所にも始まりまして、保育所、小学校、中学校半額補助ですね。今は、今年度は今年度は政府からの地方創生特別何とか金というので、今、半分の保護者負担の分をそれで補っていて、度会町は県下で13ある、13の自治体が今年度無償化しておるというので、ほかの自治体の情報誌なんか見ましたら、13の中に度会町入っていました。ほかの町の人からも度会町は立派やなど、大きな町やないけど、そういうところへちゃんとお金使てと。私、先ほどいいましたように、その町が大きいか、小さいかやなしに、どこへお金を使うかということが、その町の姿勢やと、だから度会町は立派ですねと、称賛されたんです。13自治体の中へ入ってしましてね。29自治体があるんやそうですが、その中の13です。この年度が終わると、また半額に戻るんじゃないかという親御さんの気持ちもお聞きいたしましたので、僕はぜひとも続けてやってほしいということ、町長にお願いしますと。

ただ、結果はどうなるか分かりませんが、そうしてほしいですねと、私もそう思いますといいましたので、この4月から新しい年度から、ぜひともどこかからお金をひねり出して、完全無償化、保育所、小学校、中学校の給食だけは無償化したってほしいと。義務教育は本来無償であるという戦後に立派な憲法ができてね、アメリカのほうのゴードンさんという人が、私の国よりいいやつ、いい法律作ったんですよと。そしたら、日本の人らがありがとうございますとって、認めたわけですね。それで、今、憲法記念日があるわけですけども、そんな立派な憲法があるんやと、ぜひとも、小学校の、中学校の義務教育の無償化の意味で、給食費も僕は一つ

の教育だと思いますから、今、通学にもバス使っていて、遠いところの子らは無料で棚橋まで運んでもらっています。教科書も前は代々譲り受けて、私らの頃はお金が必要でした。今もそれは、今はもうそれは無償です。そうすると、給食費も教育の一部だから、ぜひとも無償化を継続してほしいと、これはもうただただ依頼だけです。町長の気持ちをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

今年度における小・中学校及び保育所の給食費については、御承知のとおり、物価高騰に対応した保護者負担の軽減施策として給食費の無償化を行っているところでございます。

この施策の財源としている国の交付金の充当につきましては、令和5年度末までとなっておりますことから、令和6年度以降は、従来どおりの町単費補助分であり、ますおおむね半額の補助制度に戻し、支援を続けていく予定であります。

なお、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者の方につきましては、度会町就学援助費給付要綱に基づき、給食費についても町により全額を支援しているところでございます。

半額補助に戻りましても、昨年度並びに今年度と同様の給食費補助に充当できるような交付金等が、翌年度以降もあれば活用できるよう、国や県の補助金のメニューをしっかりと確認してまいりますので、何とぞ、御理解をいただきますようお願い申し上げ、貞森議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 貞森議員。

○6番（貞森 義和） 今の答弁にも、私は不満です。国からの交付金があったらやるという、そういう答弁でしたので、そんな交付金がなくてもぜひ続けてやってほしいと思ったんですが、ほかに子供は宝だというといて、ほかに捻出できないかと、私は思いますので、ぜひ、その点は役場の皆さんと一緒に検討していただきたいと思います。不満ながら終わらせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、8番 登 喜三雄議員。

《8番 登 喜三雄 議員》

○8番（登 喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただきまして、二つの質問をさせていただきます。

まず、一点目の質問でございます。

私たち度会町のアイデンティティが失われようとしている。さて、人口減少社会の到来と、地球の沸騰化が加速しています。今こそ、真水の文化ゾーンを生かした魅力あふれる生活空間を創造することが、課題を解決する鍵を握ります。それには、

夢と構想を描く必要があります。あえて、真水の文化ゾーン日本一のお茶と清流の町度会町の老写真を列展いたしました。御覧いただきたいと思います。

知る人ぞ知る玉城インター出口の思い出の看板です。人は、真水なくしては生きられません。温暖化は止まりません。地球沸騰化の言葉は、あながち的を外していないように思われます。地域には、その成長を支え、そこでの生活住民意識を培ってきたよりどころとなってきたものがあります。自分らしさ、度会らしさ、ここではこれを私たちのアイデンティティと定義づけます。度会町のよりどころは、森や川が作り出す豊かな真水の環境と暮らしの融合から生まれてきたものと考えます。私たちのアイデンティティが失われようとしている。度会らしさ、度会は何をよりどころにしていくのか。度会はどこへ行こうとしているのか。4年振りの町議会では、デジタル田園都市国家構想が展開されています。デジ田構想は少し未来志向が強過ぎるように思います。果たして、町民皆さんの理解が得られているのか、疑問を感じます。本年10月、中学生に提言いただいた交通が便利で通勤・通学がしやすい町、町外からも人が遊びに来てくれる町とあるように、まちづくりにはもう少し現実的な視点も必要です。私なりに真水を生かす、真水を守るという視点から、鍵となる幾つかの項目を提言・提案いたします。

森の再生が必要です。水がせこる、里山と水源林を針広混交林に再生し、里山を再び豊かにしてほしい。水がせこる、水位が下がる、底を見せる、そういった様子を表現いたします。宮川の水位低下に伴う主流の伏流水化、私は山全体の地下水位が低下しているように感じます。河口では汽水域が上流へと変化しているやに聞きます。

2点目、真水を生かし、水素ステーションを展開することを提案いたします。度会町の豊かな真水を電気分解し、水素を究極のクリーンエネルギーとする。風力、太陽光発電の町に水素ステーションができることも夢ではありません。国立の新エネルギー開発機構NEDOでは、山形県の甲府市で、既に真水仕様の水素プラントが実証実験されているやに聞いております。こういったことには、国と民間企業の資本の投入が誘導されなければなりません。ぜひ、町長さんの政治力でもって、挑戦をしていただきたいと思います。

3つ目、宮リバー度会パークで大茶会を展開してほしい。真水の空間に浸り、真水を沸かし、日本一の度会茶煎茶をたてる、先日、サニー市があった宮リバー度会パークを久しぶりに散策いたしました。よく手入れされ、秋を満喫いたしました。この茶会は、秋の季節もよく似合うように感じました。これこそ、度会らしさを培うことにつながります。

4つ目、注連指川、川上の一之瀬川、また彦山川でグランピングに挑戦してほしい。一人キャンプからキャンピングカーまでキャンプブームです。魅惑的なキャン

プ、すなわち、グランピングに人々は憩いを求めています。民間の踏襲を促すのも、まちづくりに大切な視点です。

最後、5点目、役割を終えようとする公共財と都市計画について提案をいたします。町の中心部に貴重な空間が生まれようとしています。コンパクトなまちづくりの核となるインフラを導くチャンスです。油断しているとチャンスを逃がします。独自の都市計画を立案するように求めます。

以上、これらの切り口を参考にさせていただきながら、過去から培われてまいりました度会のアイデンティティを生かした実現性のある、そして、また夢のある構想を樹立されますように求めます。町長さんのお考え方をお伺いいたしたいと思いません。よろしくをお願いします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

まちづくりの理念と夢のある構想をという質問でございますが、20年、30年先の度会町の未来を、次の世代にしっかりとつなぐこと、それが、町長である私に課せられた大きな責任であります。

度会町らしさといいますと、やはり山であり川、そして、それを中心とした自然環境や農林業であると思います。古くから山と川の恵みを受け、歴史を紡いできた町でもあります。

そして、本町のシンボルとなった宮リバー度会パークは、町民の憩いの場だけではなく、広い地域から遊びに来てもらえる有数の観光資源となっております。これらの町の資源を、いかに活用して魅力ある度会町にするかを、日々模索しているところであります。

平成の初期から「世代を超え自然と暮らすこころのまち 真水の文化ゾーンわたらい」と銘打ち、まちづくりを進めてきたことは承知しております。これを継承しながら「ふるさとを生かし、清流と緑と笑顔かがやく度会町」へ、そして第7次となった総合計画では「みらいわたらいわかちあい～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～」として発展させて取り組んでまいったつもりでございます。

これまでも地域産業の発展に向けた施策については、様々な視点から取組がなされてきましたが、なかなか大きな成果を見出せていないのが現状であると思います。

その中で、世界規模で進むデジタルや脱炭素などの潮流は、本町にとってチャンスと捉え、山や川、農林業や宮リバー度会パークなど、度会町らしさを次の新たなステージへつなぐ新事業にも積極的に取り組んでまいりたいと思っています。

昭和から平成、令和へと時代は移っても、真水の文化ゾーンである本町の豊かな環境、暮らしを生かす視点でのまちづくりは欠かすことができません。

小さな町だからこそできる、人々のつながりを大切にして、度会町のよさを守り

つつ、新たなことにも積極的にチャレンジすることで、魅力をさらに高め、選ばれる町、住み続けられる町を目指し、取り組んでまいります。

そのためには、皆様方のお力が不可欠でございますので、今後とも登議員の豊富な御経験や御発想から、御指導いただけますと幸いです。

以上、登議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） 登議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。町長さんの人柄にも表れているんだと思いますけれども、私の思いといたします度会のアイデンティティが、町長さんにも受け継がれていることを安堵いたしました。今後ともよろしく願いいたします。

ただ、何点か提案・提言をさせていただきましたように、新しい発想でもって、デジ田構想もベースとしては必要なんですけれども、何か目に見えるもの、具体的なもの、そういったものを計画・立案していただくことをお願いしておきたいと思っております。中学生の提言にもありましたように、彼らはやはりもっと身近なまちづくりを求めているように感じます。そういった視点でもって、まちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、二点目の質問に入らせていただきます。

これは、簡潔にお答えをいただきたいと思います。過去7月と9月の私の一般質問におきまして、一つは、集落表示板の点検整備につきまして、お伺いをいたしております。町長さんの答弁は、点検を指示します。速やかに対応するというようなお答えをいただいております。また同時に、そのときに道路標識等についても質問させていただきましたが、この点につきましては、最善策をもちまして対応していただきました。ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思っております。

ただ、この一点につきましては、積み残されているように感じております。この行方を聞きたいと思っております。

もう一点のスクールバス運行の定めがないと、私は不思議に思いますということで、教育長さんのほうから要綱の制定を考えていくというような答弁をいただいております。この行方につきましても簡潔にお答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、登議員さんの質問にお答えします。

初めに、集落表示板の点検整備についてでございますが、さきの7月定例会での一般質問を受けまして、集落表示板の一斉の点検と清掃を実施いたしました。確かに図柄の色あせた部分が見受けられる箇所もありますが、見るに堪えない状況という判断ではなく、集落の位置を示す表示板としての機能は有しており、これが損

なわれる、または危険に及ぶ事態になれば新たに更新するか、もしくは撤去の検討をする必要があると認識しております。

現時点では、集落表示板の更新は考えておりませんが、何らかの補助制度の活用が見込める状況があれば、更新も検討していく必要があると考えております。

景観上・安全上の観点から集落表示板や交通規制看板については、今後も道路パトロールの着眼点として注視してまいります。

議員の皆さんにおかれましては、今後も忌憚のない御意見をいただくことをお願い申し上げます、登議員さんへの答弁とさせていただきます。

また、スクールバスについては、教育長のほうから答弁をいたします。

○議長（若宮 淳也） 中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） まずは、皆様にいつも教育に関しまして、御支援・御協力、本当にありがとうございます。

それでは、登議員さんの質問にお答えします。

先ほどのスクールバス運行の定めについてでございますが、令和5年第2回定例会におきまして、登議員さんからの御質問いただきましたスクールバスの運行事務に関する条例等の制定につきましては、スクールバス運行事務の執行にかかる要綱制定を検討してまいりたいと答弁いたしました。

現在、担当において検討をしており、今年度中には制定をしたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

いつも御指導いろいろとありがとうございます。今後とも、よろしくお願ひいたします。

○議長（若宮 淳也） 登議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。集落表示板につきましては、やはり町の品格が問われることと思います。ぜひ、将来に向けてよき対策を講じていただきますように、お願ひを申し上げたい、おきたいと思います。

また、スクールバスの運行に関する条例要綱等の制定についての話なんですけれども、全国の事例を見てみますと、条例を制定しているところもございます。その点につきましては、条例とは何ぞやと、要綱とは何ぞやと、そういったことを教育委員会だけで悩まずに、ぜひ、総務課の法制執務の担当のほうからも助言をしてやっていただきまして、よき制度が構築されますように、お願ひをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

来る年が、度会町にとりまして、よき年となりますように祈願いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

◎常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

続きまして、日程第2 常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員会委員長 大野原徳議員。

○総務住民常任委員長（大野 原徳） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第78号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第79号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第80号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第82号 度会町監査の執行に関する条例及び度会町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第83号 度会町職員給与条例等の一部を改正する条例について、議案第84号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第85号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第86号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第87号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上9議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものであります。

これで、常任委員会委員長報告を終わります。

暫時休憩いたします。

（10時46分休憩）

（11時00分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

◎討論（議案第78号～議案第88号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第78号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第88号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第78号から議案第88号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第78号～議案第88号）

日程第4 これより、お手元に配付いたしております、提出議案書の議案第78号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第88号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたしたいと思います。

議案第78号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員でございます。

よって、議案第78号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第79号 令和5年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第79号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第80号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第80号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第81号 令和5年度度会町水道事業会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第81号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第82号 度会町監査の執行に関する条例及び度会町水道事業の

設置等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第82号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第83号 度会町職員給与条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第83号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第84号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第84号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第85号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第85号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第86号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第86号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第87号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第87号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第88号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第88号は、原案どおり可決されました。

◎議員派遣の件

日程第5 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元にお配りをいたしましたとおりに派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思えます。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第6 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。濱岡裕之委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和5年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時7分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員